

令和元年第3回（12月）臨時会

# つがる西北五広域連合議会会議録

つがる西北五広域連合議会

## 目 次

○議決結果表	1
○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	4
○職務のため出席した事務局職員	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
○日程第3 議案第10号から	
日程第7 議案第14号	5
○広域連合長あいさつ	7
○閉会宣告	7



令和元年つがる西北五広域連合議会第3回臨時会議決結果表

議案番号	提案月日	件名	議決月日	審議結果
議案第10号	令和元年 12月19日	つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年 12月19日	原案可決
議案第11号	令和元年 12月19日	つがる西北五広域連合病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年 12月19日	原案可決
議案第12号	令和元年 12月19日	つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年 12月19日	原案可決
議案第13号	令和元年 12月19日	つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年 12月19日	原案可決
議案第14号	令和元年 12月19日	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について	令和元年 12月19日	原案可決

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第10号 つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第11号 つがる西北五広域連合病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第12号 つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第13号 つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ◎出席議員（7名）

- 1 番 伊 藤 永 慈 議員（五所川原市）
- 2 番 高 橋 美 奈 議員（五所川原市）
- 3 番 外 崎 英 継 議員（五所川原市）
- 4 番 齋 藤 渡 議員（つがる市）
- 5 番 成 田 克 子 議員（つがる市）
- 6 番 新 保 勝 敏 議員（鱒ヶ沢町）
- 8 番 加賀谷 忠 榮 議員（鶴田町）

## ◎欠席議員（2名）

- 7 番 大 高 恒 藏 議員（深浦町）
- 9 番 野 上 憲 幸 議員（中泊町）

## ◎説明のため出席した者（9名）

広域連合長	佐々木 孝 昌（五所川原市）
副広域連合長	福 島 弘 芳（つがる市）
副広域連合長	平 田 衛（鱒ヶ沢町）
副広域連合長	吉 田 満（深浦町）
副広域連合長	相 川 正 光（鶴田町）
副広域連合長	濱 舘 豊 光（中泊町）
会計管理者	北 川 智 章
事務局長・病院運営局長	中 谷 委 弘
総務課長・人事課長	須 藤 淳 也
病院運営課長	成 田 弘 人

## ◎職務のため出席した事務局職員

総務係長	川 村 恵 幸
総務係主査	一 戸 淳 也

### ◎開会宣告

- 伊藤永慈議長 ただ今の出席議員は6名、定足数に達しております。  
これより、令和元年つがる西北五広域連合議会第3回臨時会を開会いたします。

### ◎開議宣告

- 伊藤永慈議長 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 伊藤永慈議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第71条の規定により、2番、高橋美奈議員、8番、加賀谷忠榮議員を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定

- 伊藤永慈議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。  
次に、諸般の報告をいたします。  
監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。この報告書は、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

### ◎日程第3 議案第10号から日程第7 議案第14号

- 伊藤永慈議長 次に、日程第3、議案第10号から日程第7、議案第14号までの5件を一括議題といたします。

### ◎提案理由の説明

- 伊藤永慈議長 広域連合長より提案理由の説明を求めます。  
連合長。

- 佐々木孝昌連合長 —登壇—

それでは、令和元年つがる西北五広域連合議会第3回臨時会に提案いたしました、議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第10号は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額などを改めるため提案するものであります。

議案第11号は、つがる西北五広域連合病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。病院事業管理者の期末手当の支給率を改めるため提案するものであります。

議案第12号は、つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率を改めるため提案 するもので



あります。

議案第 13 号は、つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴い、地方公務員法の規定が改正されたことから、所要の事項を改めるため、提案するものであります。

議案第 14 号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。三戸郡福祉事務組合が令和 2 年 3 月 3 1 日をもって解散することに伴い、団体数の減少及び規約の変更が関係地方公共団体との協議事項となっていることから、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました 議案の概要でございます。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案ともご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○伊藤永慈議長 はじめに、議案第 10 号 つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
質疑を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第 11 号 つがる西北五広域連合病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
質疑を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第 12 号 つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第13号 つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
質疑を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
討論はございませんか。

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○伊藤永慈議長 次に、議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について  
質疑を行います。

○伊藤永慈議長 無いようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
討論はございませんか。

○伊藤永慈議長 無いようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤永慈議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
以上をもって、今臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

## ◎広域連合長あいさつ

○伊藤永慈議長 広域連合長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。連合長。

○佐々木孝昌連合長 —登壇—

閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今臨時会も、伊藤議長をはじめ、議員各位のご理解とご協力によりまして、全議案とも御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

広域連合は、平成11年の設立から本年で20年目を迎えました。

この間には、つがる総合病院を中核病院とした圏域自治体病院機能の再編成のほか、介護認定審査会、障害判定審査会の運営といった構成市町との連携による広域的事務に取り組むことができました。これも、議員各位をはじめ関係各位の皆様のご支援の賜であり、心から感謝申し上げます。

今後も、医師の充足、病院事業の経営改善に向け、構成市町との広域連携がより一層重要になっていくものと存じております。議員各位におかれましては、倍旧のご支援、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、元号が令和となって最初の年末年始となりますが、皆様方には健康に十分ご留意され、新しい年が皆様にとりまして幸多き年となりますよう、心より祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

## ◎閉会宣告

○伊藤永慈議長 これにて、令和元年つがる西北五広域連合議会第3回臨時会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

午後3時10分 閉会



署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

つがる西北五広域連合議会議長 伊藤 永慈

つがる西北五広域連合議会議員 高橋 美奈

つがる西北五広域連合議会議員 加賀谷 忠榮